

東部大阪都市計画高度利用地区の変更（大東市決定）

大東都市計画高度利用地区を東部大阪都市計画高度利用地区に名称を改め、次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 （住道駅前再開発地区）	約 1.3 ha	60/10	30/10	8/10	200㎡	住道駅前市街地再開発事業区域
<p>注）ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は、第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」